

高浜中学校PTA会則

(名称)	
第1条	本会は、高浜中学校PTAと称し、事務局を高浜中学校におく。
(目的)	
第2条	本会は、家庭・学校・社会における生徒の福祉の増進並びに会員の研修と親睦をはかる事を目的とする。
(会員)	
第3条	本会の会員は、高浜中学校の生徒の父母、またはこれにかわる者と教職員とする。
(役員)	
第4条	本会に次の役員をおく。 会長1名 副会長2名 事業部長1名 書記1名 会計1名 (学校より) 幹事若干名 (学校より)
第5条	本会の役員は、総会において選出し、任期は1か年とする。ただし欠員が生じた場合は後任者を会長が選任し、その任期は前任者の残任期間とする。
第6条	役員の任務は次のとおりとする。 1. 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議を招集する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代理する。 3. 事業部長は、事業部を総括する。
第7条	本会には役員会をおく。構成は次のとおりとする。 会長 副会長 事業部長 書記 会計 幹事
(委員)	
第8条	本会に次の委員をおく。 会計監査委員2名 事業部員 人数制限なし
第9条	事業部には副部長をおくことができる。
第10条	会計監査委員は総会において選出する。
(集会)	
第11条	総会は年1回以上開き、次のことを行う。ただし、非常事態等、会員が一同に参集出来ない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。 1. 会務の報告並びに決算の報告。 2. 年間事業計画並びに予算の承認 3. その他重要事項の決議 4. その他
第12条	総会の決議は、出席者の3分の2以上の賛成によらなければならぬ。
第13条	会計監査委員会は年度末に開き、会計監査を行う。
(会計)	
第14条	本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
第15条	本会の会費及びその収入については、総会の承認を得るものとする。
第16条	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

平成3年4月23日一部改正
平成10年4月18日一部改正
平成12年4月15日一部改正
平成22年4月16日一部改正
令和3年12月10日改正
令和4年4月15日一部改正
令和6年12月17日改正

高浜中学校 PTA 組織と役員選考規定

令和6年12月17日改訂

1. 活動方針

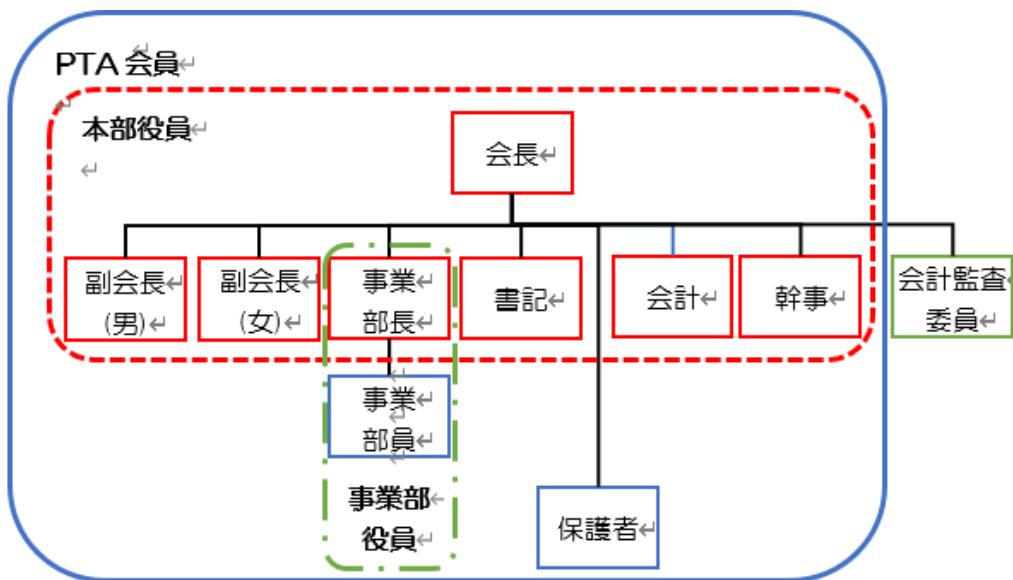
夢を持ってがんばる子どもを応援できるPTAを目指して、家庭・学校および地域社会との連携を深めるとともに、高浜中学校のよりよい校風づくりの活動を推し進める。

2. 努力目標

- 会員相互の連携を深め、今日的な課題についての研鑽に努める。
- 会員相互の連携を深め、規範意識を高める運動を展開する。
- 会員相互及び地域社会との連携を深める広報活動を目指す。

3. 組織と役割

(1)組織



(2)役員の役割

- | | |
|---------|----------------------------|
| ●会長 | 会を代表し会務を総理し、会議を招集する。 |
| ●副会長 | 会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代理する。 |
| ●事業部長 | 事業部の代表として、PTA事業の企画・運営にあたる。 |
| ●書記 | 会長の命を受け、本会の書記を担当する。 |
| ●会計 | 会長の命を受け、本会の会計を担当する。 |
| ●幹事 | 教職員の代表として、PTA活動を推進する。 |
| ●会計監査委員 | 本会会計の監査を行う。 |
| ●事業部員 | 事業部の企画・運営にあたる。 |

4. 役員選考規定

現在の役員の任期中に、翌年度の役員を選考する。

- 会長
 - ・前年度の副会長2名のどちらかが務める。
- 副会長
 - ・立候補者の公募を行う。(1学年の保護者を対象)
 - ・立候補がない場合は、地区ローテーションの地区の1学年の保護者から男女1名ずつ選考する。
- 事業部長
 - ・立候補者の公募を行う。(学年・地区は問わない)
 - ・立候補がない場合は、会長が選任する。
- 書記
 - ・立候補者の公募を行う。(学年・地区は問わない)
 - ・立候補がない場合は、地区ローテーションの地区の1学年の保護者から1名を選考する。
- 会計
 - ・教職員の中から校長が任命する。
- 幹事
 - ・教職員の中から校長が任命する。
- 会計監査委員
 - ・前年度の会長及び副会長(本年度の会長を除く)が務める。
- 事業部員
 - ・立候補者の公募を行う。(学年・地区は問わない)
 - ・新1年生の保護者については、4月以降に立候補者を公募する。
 - ・立候補がない場合は、部員を置かない。

①立候補者が定数以上ある場合は、1学年と2学年の保護者で選挙を行い、得票数の多い候補者を選出する。

②副会長及び書記の立候補者が定数に満たない場合は、次の通りとする。

(ア) 1学年の保護者(地区ごと)で推薦投票を行う。年度ごとの地区ローテーションは次の通り。

<地区ローテーション>

役員名	定数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
会長	1名	青郷	和田	高浜	青郷
副会長(男)	1名	和田	高浜	青郷	和田
副会長(女)	1名	高浜	青郷	和田	高浜
書記	1名	青郷	和田	高浜	青郷

※ 上記は、副会長(男)が翌年の会長になった場合の例であり、副会長(女)が翌年の会長になった場合、三役(会長・副会長男女)は、上記のローテーションとはならない。その場合、三役が三地区から選出されるよう調整する。

- (イ) 副会長(男)、副会長(女)の選出は、男女別保護者名簿を用いて、得票数の上位者を選出し、役員を決定する。
- (ウ) 書記の選出は、世帯名簿を用いて、得票数の上位者を選出する。男性保護者、女性保護者のどちらかが役職に就く。
- ③事業部長の立候補者が定数に満たない場合は、会長が選任する。
- ④会長は、次年度以降、すべての役を免除するものとする。また、その他の本部役員については、就任後、原則として次年度は選出対象から除くものとする。
- ⑤本部役員選考委員は、本部役員が兼ね、11月中旬に選考委員会を開催し、役員の選考を行う。
- ⑥選考委員は、選考に係る経過を口外してはならない。

5. 事業部の活動について

目的: PTAの活動方針に沿って、PTAの努力目標の達成に向けた活動を企画・運営し、保護者・教職員・地域住民の連携を深める。

(補足) 講演会の実施や登下校指導、広報誌の発行、制服の譲渡会といったテーマは定めず、毎年事業部役員によって、実施するテーマを決めて、実施する。

高浜中学校 P T A 慶弔規定

慶弔費の支出について、慶弔規定を次のように決める。

入院(会員) (P T A活動において 1週間以上) 5,000 円

死亡(会員、子ども) 香典 10,000 円、花輪 1 対

表彰規定

本校の代表として各種の大会に出場し、好成績を収めた生徒に対し、本人及び他の生徒たちへの励みとすることをねらいとして、次のように決める。

ただし、学校の推薦を受けて P T A 本部役員会で承認を得るものとする。

1 スポーツ部門

県大会以上の大会において

個人戦の場合 優勝者

団体戦の場合 3位以上に入賞した団体

2 文化部門

県上位入賞 (推薦、金賞レベル) した個人及び団体もしくはそれに準ずる

評価を受けた個人及び団体又は、県代表に選考された個人及び団体

3 表彰内容

個人 記念品 (2,000 円程度) を寄贈する。

団体 記念品 (5,000 円程度) を寄贈する。

表彰時期は、年度末とする。